

令和元年 10 月 1 日の消費税率引き上げに伴い、建築基準法施行令規則の一部（性能評価手数料等）が改正（令和元年 10 月 1 日付け、即日施行）されたため性能評価手数料の規定を下記のとおり改定いたしました。

改定された評価手数料

| 評価区分 | 手数料（カッコ内は改定前） |
|--------|----------------|
| S グレード | 102 万円（101 万円） |
| H グレード | 72 万円（70 万円） |
| M グレード | 46 万円（45 万円） |
| R グレード | 36 万円（35 万円） |
| J グレード | 26 万円（25 万円） |